



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

2024年度総会資料

2024年6月29日（土）

IKE-biz

プログラム

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 資格審査 | (10:30～10:32) |
| 2. 議長選出 | (10:32～10:35) |
| 3. 2023年度活動報告 | (10:35～11:00) |
| (1) 代表 | |
| (2) 議会・行政・マスコミ | |
| (3) イベント | |
| (4) 総務会計 | |
| (5) 問い合わせ | |
| (6) 編集 | |
| (7) システム | |
| (8) 祖父母 | |
| 4. 2023年度決算報告 | (11:00～11:05) |
| 5. 2023年度決算監査報告 | (11:05～11:10) |
| 6. 2024年度役員のおすすめ | (11:10～11:15) |
| 7. 2024年度活動方針案 | (11:15～11:20) |
| 8. 2024年度予算案 | (11:20～11:25) |
| 9. 規約改訂案 | (11:20～11:30) |

3. 2023 年度活動報告

(1) 代表

親子ネット設立から 16 年、私が運営委員に就任後 10 年、代表に就任してから 5 年の歳月を要しましたが、2024 年 5 月 17 日、共同親権を含む民法改正案が成立いたしました。

昨年の総会で 2023 年度を「法制化のクロージングの年」、「『別居または離婚後の親子が自然に会える社会』の実現に力を尽くしたい」と述べさせていただきましたが、ようやく法案成立に至れたことに安堵をしております。ここに至れたのも弊社以外の当事者のみなさんも含めて多くの当事者が汗を流し、声を上げ続けたこと、まさに私たち子どもを想う父母の声が社会を動かしたものと実感しています。皆さまのご努力に敬意を表するとともに改めて感謝の意を述べたいと思います。

ただ、今回改正では目標に達せられなかった要素、課題も残されています。父母の離婚で子どもたちが苦しむことのない社会にするために、私たちに何ができるか、是非当事者の皆さまにも考えていただきたいと思います。

なお、今回の法案成立が大きな節目であると考え、私は本総会をもって代表を退任いたします。これも 2019 年の代表就任時からお話ししていたことですが、親子ネットにも「世代交代」が必要です。私も当事者となり 15 年が経過、長女は結婚し、長男は不登校を克服し、大学生活、アルバイトと楽しい日々を送っています。当事者団体のトップは現場を知る現役の当事者であるべきだと考えます。

最後になりますが、ここまでご支援・ご協力いただきました皆さまに御礼を申し上げますとともに、新年度より運営を引き継ぐ運営委員へのご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

(2023 年度代表 武田 典久)

(2) 議会・行政・マスコミ チーム

(◎後藤 相澤 多田 小黒 梶田 川井 北村 久保 佐々木 泊 中村 野々村 Patrikalakis 広野 前田 松本)
2023 年度は、親子ネットでは会員の皆様や他団体メンバーとともに、国会議員、地方議員に対し、様々な陳情活動等を継続しました。法制審も昨年度の中間試案、パブリックコメント提出と進んだ後、要綱案取りまとめ、法制審議会総会での答申、与党内審査、閣議決定へと進み、閣法として提出され、新年度となった 5 月 17 日、民法改正案が成立いたしました。2023 年度 1 年を通じ、共同親権が大きく報道されることも格段に増加しました。なお、国会議員向け一斉陳情を 4 回、院内集会を 1 回行う事が出来ました。主な活動報告は以下の通りです。

1. 法制審議会対応

2021 年 2 月 10 日、上川法務大臣が法制審議会に諮問をしました。

諮問：『父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保などの観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定などを見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい』
離婚及びこれに関連する制度の見直しについて答申対象は以下 5 点です。

(1) 養育費 (2) 面会交流 (3) 離婚後共同親権 (4) 未成年養子 (5) 財産分与

2021 年 3 月 30 日に法制審議会家族法制部会第 1 回会議が開催され、弊社代表の武田も委員に任命されました。

ほぼ月 1 回、13:30~17:30 の会議が開催され、令和 6 年 1 月 30 日の要綱案取りまとめまで合計 37 回行われ、運営委員が随行者として同行しました。

| 開催日時 | 会議名 | 議題等 |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和5年 4月18日 | 家族法制部会第25回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2） |
| 令和5年 5月16日 | 家族法制部会第26回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（3） |
| 令和5年 6月6日 | 家族法制部会第27回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（4） |
| 令和5年 6月20日 | 家族法制部会第28回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（5） |
| 令和5年 7月18日 | 家族法制部会第29回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（6） |
| 令和5年 8月29日 | 家族法制部会第30回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台（1）の検討 |
| 令和5年 10月3日 | 家族法制部会第31回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台（1）の検討 |
| 令和5年 10月31日 | 家族法制部会第32回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台（2）の検討 |
| 令和5年 11月14日 | 家族法制部会第33回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台（2）の検討 |
| 令和5年 11月28日 | 家族法制部会第34回会議 | 補足的な検討 |
| 令和5年 12月19日 | 家族法制部会第35回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案（案）について |
| 令和6年 1月9日 | 家族法制部会第36回会議 | 家族法制の見直しに関する要綱案（案）について |
| 令和6年 1月30日 | 家族法制部会第37回会議 家族法制の見直しに関する要綱案取りまとめ | 家族法制の見直しに関する要綱案（修正案）について |

2. 国会議員対応

① 超党派議連総会対応

2023年度は4回の議連総会が実施されました。総会には代表の武田の他、運営委員、会員も参加し、意見を述べる機会をいただきました。

| 開催日 | 議案 |
|------------|---|
| 令和5年5月12日 | 1. 「実子誘拐国といわれたいための提言」について意見陳述 中野浩和 弁護士・弁理士 実子誘拐国といわれたいための提言 2. 法務省より「家族法制の見直しに関するパブコメの結果」について説明 3. 各省より対応状況の説明 法務省 警察庁 内閣府 総務省 最高裁判所 4. 質疑応答等 5. 提言について |
| 令和5年9月7日 | 1. 法務省より「法制審議会の検討状況」について 2. 各省より対応状況の説明 3. 質疑応答等 |
| 令和5年11月14日 | 1. 法務省より「法制審議会の検討状況」について 2. 各省より対応状況の説明 3. 質疑応答等 |
| 令和6年2月2日 | 1. 法務省より「法制審議会の取りまとめに向けた議論の状況」について 2. 各省より対応状況の説明 3. 質疑応答等 |

② 議員会館での一斉陳情

- 1) 5月18、19日 全国会議員への一斉陳情。個別陳情議員本人+秘書 16件
- 2) 11月6、7日 全国会議員への一斉陳情。個別陳情議員本人+秘書 19件
- 3) 2月5、6日 全国会議員への一斉陳情。個別陳情議員本人+秘書 23件（※）

（※）主に法務委員への個別陳情重点

上記3回での一斉陳情はそれぞれ全ての国会議員（定数衆議院 465・参議院 248）総勢 713名の事務所に資料配布しました。

- 4) 3月18、19日 野党議員への一斉陳情。個別陳情議員本人+秘書 10件

③ 院内集会

令和6年2月26日

衆議院第一議員会館 大会議室

詳細はイベントチームの報告をご参照下さい。

④ 政党など向け勉強会への参加

親子ネットでは、国会審議入りが決定した後、各政党の部会などで当事者団体の意見を聞く機会があることを想定し、各政党に働きかけを行ってきました。結果として以下の会議に参加、意見を述べさせていただくことができました。

- 1) 立憲民主党/会派法務部門・子ども政策部門合同会議

日時・場所：2024年3月19日(火)16:00～17:00 於 衆 1-A

議題：閣法「民法などの一部を改正する法律案」について

参考人①：親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 代表 武田典久他

参考人②：日本労働組合総連合会

- 2) 国民民主党/第一部会・男女共同参画推進本部合同会議

日時・場所：2024年3月22日(金)8:00～9:00 於 衆議院第一議員会館 第5会議室

議題：民法改正案について親子の面会交流を実現する全国ネットワークよりヒアリング

3) 超党派「親権のあり方勉強会」ヒアリング

日時・場所：2024年3月28日(木)17:00～18:00 於 衆議院第一議員会館 第5会議室

議題：民法改正案について親子の面会交流を実現する全国ネットワークよりヒアリング

<まとめ>

2023年度から2024年度にかけては法改正から法運用変換の年へ。

今年度は、法制審議会→閣議決定→閣法提出→国会での法案成立といった我々別居親当事者の長年の悲願がようやく目の見る事が出来る第一歩を踏み出した記念すべき年となりました。

会員の皆様にご協力いただいたこれまでの一斉陳情や議員本人・秘書への個別陳情選挙応援などは、民法改正を成すためにご協力いただきました。皆様のおかげでここまで辿りつきましたこと誠に感謝いたします。

とはいえ、まだ入り口に立ったに過ぎません。我々の求める法制度に引き続き、近づけていくことが必要であると考えています。

「親子が自然に会える社会」の実現のために引き続き、会員の皆様にはご協力をお願いすることもあると思います。引き続き、会員の皆様のお力もお貸しいただきますようお願いいたします。

(2023年度担当副代表 相澤 裕二、泊 真生)

(3) イベントチーム

(◎市川 ◎多田 遠藤 小黒 佐々木 志摩 泊 林 野々村)

本年度は、上記メンバーで講演会、定例会などのイベントを担当しました。

① 講演会・意見交換会・院内集会のイベントについて

2023年度に実施した講演会や意見交換会、院内集会のイベントは以下のとおりです。

◆ 2023/6/10 講演会

テーマ：「改めて聞こう 親の離婚で苦しんだ子どもたちの声」～共同親権導入を見据えて～

登壇者：竹村ゆういさん、他2名の子ども当事者

有識者：石垣秀之氏（株式会社iプロデュース、臨床心理士）

会場参加者99名、zoom参加者50名、計149名

パブコメが終了し共同親権の導入を見据えて、より実効性のある法制度を考えるため、改めて「子どもの気持ち」に立ち返る必要があると考え、子ども当事者を招待し企画・開催しました。第一部では親の離婚で苦しんだ子ども当事者として、竹村ゆういさんと2名の子ども当事者より経験談をお話いただき、第二部では石垣秀之先生も交えて、子ども視点での「共同親権」についてディスカッションをおこないました。

◆ 2023/10/21 意見交換会

テーマ：「法務省 要綱案たたき台に対する要望を伝えよう！」～いよいよ法改正！いま私たちは何をすべきか考える～

有識者：石井敏宏館山市議会議員、松野絵里子弁護士、築城由佳氏、作花知志弁護士

会場参加者97名、zoom参加者60名、登壇者7名、計164名

2023年8月29日に「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台(1)」が法制審部会に提示されました。今後の法制審部会での議論および立法府での議論に向けて、弊社では国会議員、有識者および当事者からの意見をお聞きし、要望事項をまとめていく機会が必要と考え、本意見交換会を企画・開催いたしました。第一部では、柴山昌彦衆議院議員（共同養育支援議連会長）と梅村みずほ参議院議員（共同養育支援議員連盟事務局次長）よりたたき台についての説明と、当事者との質疑応答をおこない、第2部では有識者のご意見をご説明いただき、第3部ではより理解を深めるために、有識者に加え、梅村みずほ議員弊社代表の武田を交えてパネルディスカッションをおこないました。

◆ 2024/2/11 WEB 勉強会 ※親子ネットさっぽろ・親子ネット十勝 共同企画

テーマ：「共同養育・面会交流支援」

講師：堀井雄三氏（ほりい綜合法律事務所代表弁護士、北川仁美氏（一般社団法人アイエムアイ理事長）

ZOOM 参加者 47 名

親子ネットさっぽろ・親子ネット十勝により WEB 勉強会が開催されました。親子ネットイベントチームとしては、主に開催にあたり申込み方法やオンライン方法についてサポートしました。本会では「共同養育・面会交流支援」をテーマとして、堀井先生、北川先生、弊社代表 武田の 3 名よりご講演いただきました。また和田よしあき衆議院議員にもご参加いただき、ご挨拶のお言葉を頂戴し、当事者にとって有意義な時間を提供することができました。

◆ 2024/2/26 院内集会

テーマ：家族法制の見直しに関する要綱案 勉強会

登壇者：柴山昌彦衆議院議員（共同養育支援議連会長）、三谷英弘衆議院議員（共同養育支援議連事務局長）

会場参加者 144 名

諸外国から遅れること 30 年以上、法制審に先立つ家族法研究会から数えて 4 年に渡る検討の結果、令和 6 年 1 月 30 日、要綱案が取りまとめられ同年 2 月 15 日には法制審議会総会の承認を経て、議論は国会へと移りました。

この要綱案に関しては当事者の中でも理解度も異なり、また様々な意見もあったことから共同養育支援議員連盟のご協力を得て、院内集会を企画し開催しました。本会では柴山議員と三谷議員より要綱案の説明をいただき、法改正で実現する点、各省庁への指摘で実現する点、家裁実務の運用改善で実現する点を明らかにすることを目的としました。また事前に別居親当事者の皆さまから質問を募集し、当日にその質疑回答をおこないました。平日の会場開催のみとしたにも関わらず 144 名ものご参加いただき、多くの別居親当事者にとって要綱案の理解に繋がる場に出来たのではと思います。

② 定例会について

今期は計 10 回開催することができました。参加者数は前年比 114.6%と大きく増加となりました。今年度は法案が国会提出される重要なフェーズであったため、当事者の関心が高まったことが大きな要因であると考えています。

各回の参加者数は下表のとおりです。平均約 60 名の方に参加いただけました（前年比 114.6%）。

| 開催日 | 4/8 | 5/6 | 7/8 | 8/19 | 9/16 | 11/3 | 12/2 | 1/13 | 2/3 | 3/2 | 平均 | 前年比 |
|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|------|--------|
| 会場 | 30 | 31 | 39 | 42 | 38 | 39 | 41 | 41 | 54 | 44 | 39.9 | 120.2% |
| ZOOM | 12 | 19 | 11 | 15 | 17 | 14 | 22 | 42 | 27 | 25 | 20.4 | 104.9% |
| 合計 | 42 | 50 | 50 | 57 | 55 | 53 | 63 | 83 | 81 | 69 | 60.3 | 114.6% |

定例会では前半に主に法制化報告の時間とし、法制審議会の進捗、超党派の動きを共有しました。本年度は特に法案たたき台への理解を深めることを目的とし、参加者とのディスカッション時間を多く設け、その結果、積極的に質疑応答を交わすことができました。

後半は自助の時間とし、小グループに分かれて自身の状況を話しあい、意見を交わしています。本年ではゲストとして来場いただいた有識者や交流支援団体やメディアの方々にも小グループに入っていただき、別居親が相談できる場となるよう取り組んでまいりました。

③ その他の活動について

今年は当事者間の交流を深める目的で小規模ではありますが忘年会を開催しました。また定例会入室時の QR コードの導入や参加者アンケートの試行など、当事者が参加しやすい会となるような改善に取り組みました。

今後もより会員の皆さまに役立つ定例会、講演会等を企画し、そしてより参加しやすい会となるよう改善し活動してまいりますので、会員の皆さまのご支援ご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

(2023 年度チームリーダー 市川 あさこ、多田 芳雄)

(4) 総務会計チーム

(◎林 川井 高橋 眞有)

会員情報、会計の管理をしています。会員の皆さまからお預かりした会費、ご厚意の寄付を活動のための費用として大切に活用させていただいています。今後も厳正、公正な管理に努めてまいります。

2023 年度の入会者数は以下のとおりでした。

| 受付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 件数 | 3 | 3 | 2 | 5 | 4 | 6 | 2 | 6 | 2 | 6 | 7 | 9 | 55 |

以下が主な業務、担当者です。

1. 会員情報管理

会員情報入力 ⇒ 林

Web 経由 ⇒ 高橋

会場、講演会経由 ⇒ 川井、林

会報宛先の決定 ⇒ 林

2. 口座管理(入出金) ⇒ 川井

3. 私書箱管理 ⇒ 林

4. 運営委員会/定例会/講演会場

会場確保 ⇒ 眞有、林

5. 各期決算 ⇒ 川井、林

(2023 年度チームリーダー 林 繁樹)

(5) 問い合わせチーム

(◎相澤 遠藤 梶田 久保 佐藤 志摩 中村 野村 前田 吉田)

2023 年度、問い合わせチームでは、上記メンバー10 名で

- 親子ネットホームページを通じた定例会・講演会・会費照会の問い合わせへの対応（現会員からの登録情報変更、退会連絡）

- 新規入会

などを担当しました。

※ 2023 年度の新規のお問合せ合計は 210 件。（前年度 187 件、23 件増）、月平均 17.5 件でした。

| 受付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 件数 | 11 | 18 | 8 | 19 | 18 | 18 | 17 | 17 | 10 | 21 | 30 | 23 | 210 |

【内訳】

① 問い合わせ対応

親子ネットホームページのお問い合わせフォームを介して、会員・非会員の方々から頂いたお問い合わせへの返信数は、下表のとおりでした。

| 受付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 件数 | 8 | 11 | 6 | 10 | 13 | 13 | 12 | 10 | 8 | 14 | 20 | 15 | 140 |

② 入会申し込み

親子ネットホームページの入会フォームからの新規入会申し込みは下表のとおりでした。

| 受付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 件数 | 3 | 7 | 2 | 9 | 5 | 5 | 5 | 7 | 2 | 7 | 10 | 8 | 70 |

<まとめ>

問合せチームとして、子どもと会えない方にとって最初に接する同境遇の当事者であり、運営委員も経験している理不尽で意味不明な事象に対し、最初の共感者であり、同じ状況を共有する同志としての心構えを第一に考えています。お問い合わせ件数自体が昨年度より増えており、当事者は増え続けています。

毎月の定例会では、連れ去りに遭い日が浅い方の参加が目立ちました。定例会に参加しなくともお問合せから親子ネット運営委員が返信したあとに入会する方が毎月減ることはありません。このことは連れ去りや引き離しが日本で依然として横行していることの表れであると考えられます。

親子ネットとしてできることは当事者団体として親子ネットを頼りに連絡してきた方々に可能な範囲で対応することです。それには今まで引き継がれてきた『ご相談者様に寄り添う』ということを中心に、対応しております。

子どもと会えない、だれにも頼ることが出来ない、周りに理解者がおらずひとり悩んでいる等々、当事者の方々の辛いお気持ちのお問合せが絶えることはありません。そういったお問合せが無くなるようになればと思いながら、誠心誠意対応してゆきます。

(2023年度チームリーダー 相澤 裕二)

(6) 編集チーム

(◎林 Patrikalakis 若松)

2008年8月21日に会報「引き離し」第1号の発行以来、毎年継続して発行をしています。2023年度は60号、61号、62号を発行しました。毎号700部程度を発行し、会員の皆さまだけでなく、議員、マスコミ、自治体等の関係者にも送付し、共同親権・共同養育の実現に向けた親子ネットの取り組みを紹介しています。2023年度は、開催された講演会等の内容を中心に掲載してまいりました。また、当事者のリアルな声、現実をお伝えする記事も掲載し、好評を得ています。

会報の発送作業では多くの会員の皆さまにご参加・ご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。今後ともご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

2023年度に発行した会報は下記のとおりです。

◆ 2023年5月21日 会報60号

- ・巻頭言「法制審部会合意 共同親権導入へ 方向性絞る」親子ネット武田代表
- ・パブリックコメント意見交換会
- ・講演会「男性の育児参加 今後期待される方向性」高祖常子先生
- ・全国ひとり親調査結果報告「10年間改善見られず、家庭裁判所に面会交流調停を申し立てたら会える？」
- ・告知・報道一覧・編集後記

◆ 2023年10月7日 会報61号

- ・巻頭言「法務省 要綱案たたき台を法制審部会に提示」親子ネット武田代表
- ・親子ネット運営委員会 2023年度運営体制
- ・講演会「改めて聞こう 親の離婚で苦しんだ子どもたちの声」親の離婚を経験した子ども当事者
- ・告知・報道一覧・編集後記

◆ 2024年2月10日 会報62号

- ・巻頭言「法制審部会要綱案を了承 法制審総会を経て今通常国会審議へ」親子ネット武田代表
- ・意見交換会「法務省要綱案たたき台に対する要望を伝えよう」
- ・コラム「私の陳情体験」
- ・告知・報道一覧・編集後記

(2023年度チームリーダー 林 繁樹)

(7) システムチーム

(◎泊 市川 佐藤)

親子ネット開催のイベント等を告知するためにホームページ、SNS、グループウェアなどの運用を行っています。

今年度行った作業は以下です。

- ・親子ネットホームページの更新をしました。
- ・HPリニューアル、継続開発作業中です。
- ・親子ネット以外のホームページとして、キミドリリボン、棚瀬心理相談室、および親子ネット支部(11支部)の管理をしています。
- ・SNS対応として、ツイッターによる告知を画像付で行っています。
- ・メルマガ配信の運用を開始しました。
- ・名刺作成、一斉陳情のチラシ作成等のデザインも行っています。
- ・親子ネットの商標登録(2019年12月より登録中)の管理もしています。

(参考)

- ・ホームページ訪問者数
2022年度一日平均約 200件
2023年度一日平均約 300件
- ・親子ネットグループウェア(サークルスクエア)訪問者数
2022年度一日平均約 50名
2023年度一日平均約 80名

(2023年度チームリーダー 泊 真生)

(8) 祖父母の会

(◎野村)

祖父母の会は現在8名の会員が中心となって活発に活動しております。特に昨年のコロナ解除後は定例会や講演会、議員への一斉陳情などに積極的に参加するメンバーが増えて参りました。

メンバーの中にはご子息二人共が配偶者による子どもの連れ去りに遭った方もおります。祖父母の会員が増えた背景には、少子化により、子（孫）の奪いが更に熾烈になってきているという、喜ばしくない背景が考えられます。

<2023 年度活動報告>

- 5月5日 オレンジパレード参加
- 5月18日 一斉陳情
- 6月4日 自民党講演会
- 6月17日 中目黒駅前共同親権街宣（近松、野村）
- 7月1日 三谷事務所作業
- 7月7日 梅村みずほ議員へ祖父母の会陳情
- 7月15日 東京高裁裁判傍聴
- 10月21日 親子ネット意見交換会
- 10月22日 こども家庭庁パブコメ提出
- 11月6日 一斉陳情
- 11月24日 祖父母の会懇親会 浅草雷門、クルー船
- 12月23日 三谷事務所手伝い
- 1月17日 神奈川弁護士会 杉山弁護士懲戒処分 聴聞会
- 2月26日 院内集会、勉強会参加 等々…。

祖父母の会は現在約10名でLINEグループを作り、情報意見交換や定例会参加、一斉陳情への参加、議員事務所への陳情、選挙の支援、街宣、裁判の傍聴、各種学習会への参加等前年度も活発に活動してきました。「息子や娘の想いを叶えたい、あるいは幼い子ども達が親と引き離される社会を変えよう」という強い思いを各自が抱き、又自身も人生後半の最高の楽しみであった孫の成長を見守りたいという思いからの参加です。

又、祖父母の会の特徴として懇親会を遠足のような形で開催している事が挙げられます。昨年、一昨年は1回しか開催出来ませんでした。日ごろの疲れを癒す一助になったと思います。時々気軽にランチ会等も開催しています。

<まとめ>

年々祖父母の会のメンバーが増えてきたことで上記の活動は可能になりました。積極的にご参加くださった方々に感謝申し上げますと共に、貴重な時間を割いて親子ネットの活動を担って来られ、私たちのフォローをして下さった運営委員の皆さまに感謝しております。改めて御礼申し上げます。

メンバーがそれなりの年齢ですので「けっして無理はしない」「でも、こぞ、という時は少し力を入れる」をモットーに24年度も23年度同様に活動を続けて参りますので何卒よろしく願い申し上げます。

(2023 年度チームリーダー 野村あつみ)

4. 2023年度決算報告



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

2023年度 会計 報告書

貸借対照表

2024年3月31日 現在

単位：円

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【 流 動 資 産 】 | | 【 流 動 負 債 】 | 【0】 |
| 現 金 | 205,095 | 未 払 金 | 0 |
| 預 金 | 1,354,944 | 前 受 金 | 0 |
| | | 負 債 合 計 | 0 |
| | | 正味財産の部 | |
| | | 【 正 味 財 産 】 | |
| | | 前 期 繰 越 正 味 財 産 | 1,343,942 |
| | | 当 期 正 味 財 産 増 加 額 | 216,097 |
| | | 正 味 財 産 合 計 | 1,560,039 |
| 資 産 合 計 | 1,560,039 | 負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 | 1,560,039 |

正味財産増減計算書

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

単位：円

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|
| 【 増 加 原 因 の 部 】 | |
| 会 費 収 入 | 910,000 |
| 寄 付 金 収 入 | 153,000 |
| 講 演 収 入 | 377,895 |
| 利 子 | 7 |
| そ の 他 収 入 | 43,327 |
| 財 産 増 加 額 | 1,484,229 |
| 【 減 少 原 因 の 部 】 | |
| 財 産 減 少 額 | 1,268,132 |
| 当 期 正 味 財 産 増 加 額 | 216,097 |

減少原因の部：内訳

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

単位：円

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 旅 費 交 通 費 | 2,100 |
| 通 信 費 | 39,316 |
| 交 際 費 | 258,250 |
| 人 件 費 | 0 |
| 発 送 費 | 246,296 |
| 仕 入 費 | 0 |
| 消 耗 品 費 | 24,811 |
| 印 刷 費 | 384,035 |
| 諸 会 費 | 0 |
| 新 聞 図 書 費 | 0 |
| 講 師 謝 礼 代 | 130,000 |
| 施 設 使 用 料 | 96,700 |
| シ ス テ ム 管 理 費 | 63,848 |
| 広 報 費 | 0 |
| 会 議 費 | 0 |
| 手 数 料 | 9,820 |
| 雑 費 | 4,125 |
| そ の 他 (返 金 等) | 8,831 |
| 合 計 | 1,268,132 |

5. 2023 年度決算監査報告

監査報告書

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

代表 武田 典久 殿

親子の面会交流を実現する全国ネットワークの令和 5 年度会計年度の財産状況について監査を行った結果につき、以下の通り報告いたします。

監査対象期間 : 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

監査の方法 : 会計担当者からその職務の遂行状況を聴衆し確認しました。

: 会計帳簿の調査を行い決算書類の監査を実施しました。

記

監査結果 :

- (1) 決算書類は本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿の内容と上記決算書類の記載が正しく合致しているものと認めます。
- (3) 決算書類は、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 会計担当者の職務遂行に関する不正な行為、又は、法令もしくは規約に違反する事実は認められません。

令和 6 年 6 月 22 日

監査人 古澤 宗人



6. 2024 年度役員の推薦

| | | |
|-----|--------------|----|
| 会長 | 武田 典久 (会社員) | |
| 代表 | 泊 真生 (会社員) | |
| 副代表 | 相澤 裕二 (自営業) | |
| | 中村 仁子 (会社経営) | |
| | 鈴木 健二 (会社員) | 新任 |

| | | |
|------|--------------|----|
| 運営委員 | 多田 芳雄 (会社員) | |
| | 小黒 菊男 (会社員) | |
| | 久保 惣 (会社員) | |
| | 佐々木 泰子 (会社員) | |
| | 志摩 謙信 (会社員) | |
| | 大久保 信之 (会社員) | 新任 |
| | 川井 順子 (会社員) | 新任 |
| | 川名 恒太 (会社員) | 新任 |
| | 北村 隆之 (会社員) | 新任 |
| | 斉藤 さなえ (会社員) | 新任 |
| | 佐藤 和 (会社員) | 新任 |
| | 広野 樹 (会社員) | 新任 |

| | | |
|----|------------------------------|--|
| 監事 | 林 繁樹 (会社員) | |
| 顧問 | コリン P.A. ジョーンズ (同志社大法科大学院教授) | |

※ 日常の活動等は本名で行っていますが、親子ネット HP、本資料は個人情報保護の観点から一部仮名があります。
ご理解ください。

7. 2024 年度活動方針（案）（2024 年度代表（候補）泊）

<活動方針の前に>

共同親権を含む民法改正の成立は、親子ネットが発足して 16 年、共同養育支援議員連盟が発足して 10 年の期間を要しました。このことは、多くの当事者が長年にわたり汗や涙を流しながら自分にできることをやってきた結果です。この多くの当事者の活動が社会を動かすことにつながったと実感しています。改めて、これまでの皆さんの努力や行動力に尊敬と敬意を表するとともに、感謝の意を述べたいと思います。

法案成立の次のステップとしては、今回の法改正を活用し、皆さんの子どもたちが泣いて過ごすことのないように活動することです。2024 年度の活動方針案は、このことを踏まえて検討しました。

<2024 年度活動方針（案）>

2024 年度活動方針について、引き続き当事者支援と法制化活動の 2 本柱を継続します。法制化活動においては、法案成立の次のステップとして養育計画や親講座の促進や司法行政実務の運用改善にも取り組んでいきます。具体的には、法改正の立法趣旨が正確に全国の司法・行政に伝わり、実務が変わるように議連や地方議会等に対して働きかけを行います。また、当事者支援については、施行前の当事者支援と係争のノウハウ共有に注力して取り組んでいきます。

2024 年度は、これらの法改正を踏まえた新たな取り組みを行い、「親子が自然に会える社会」の実現に向けて活動していきます。

<法案施行と 7 年後の見直しに向けて>

今回の民法改正は施行まで約 2 年の期間があります。その期間または施行後、状況が変化し、それぞれの時期に合わせて当事者がやるべきことや期待する内容も変わってくるのが想定されます。また、法改正の附則では施行後、7 年を目途に法改正の見直しがされることが記載されました。この 2031 年ごろに想定される見直しに関しても、当事者は意識して準備しておく必要があります。

<2024 年度代表候補として皆さまへのお願い>

私は 4 年半前に当事者になり、親子ネットや他団体と出会いました。親子ネットや他団体による共同親権を目指す活動に救われ、2 年半、親子ネット運営委員を務めました。

この度、私は 2023 年度代表の武田をはじめ運営委員の方々から 2024 年度代表の推薦をいただきました。私には至らぬ点が多く、皆さまにご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、親子ネット代表という責務を担うことを決意いたしました。

私たち当事者は、今回成立した法改正が実務に正しく反映されるように法改正を身のあるものにしていく必要があります。そのためには、親子ネット会員の皆さまのご協力が必要不可欠です。一人だけでは到底、世の中を変えること、社会を動かすことはできません。引き続き、会員の皆さまのご支援とご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

8. 2024年度予算(案)

令和6年度収支予算書(案)

収支予算書(収入の部)

単位：円

| 科 目 | | |
|-----------|----------|-----------|
| 会 費 収 入 | | 800,000 |
| 寄 付 金 収 入 | | 100,000 |
| 講 演 収 入 | | 280,000 |
| 利 子 収 入 | | |
| そ の 他 収 入 | | 20,000 |
| 繰 越 金 | 令和5年度繰越金 | 1,560,039 |
| 合 計 | | 2,760,039 |
| 正味収入 | | 1,200,000 |

収支予算書(支出の部)

単位：円

| 科 目 | | |
|---------------|--|-----------|
| | | 計上額 |
| 旅 費 交 通 費 | | 5,000 |
| 通 信 費 | | 40,000 |
| 交 際 費 | | 100,000 |
| 人 件 費 | | - |
| 発 送 費 | | 280,000 |
| 仕 入 | | 40,000 |
| 消 耗 品 費 | | 80,000 |
| 印 刷 費 | | 270,000 |
| 諸 会 費 | | - |
| 新 聞 図 書 費 | | - |
| 講 師 謝 礼 代 | | 130,000 |
| 施 設 使 用 料 | | 130,000 |
| シ ス テ ム 管 理 費 | | 110,000 |
| 広 報 費 | | |
| 会 議 費 | | - |
| 雑 費 | | 10,000 |
| そ の 他 支 出 | | 5,000 |
| 予 備 費 | | 1,560,039 |
| 合 計 | | 2,760,039 |
| 正味支出 | | 1,200,000 |

9. 親子ネット規約改訂（案）

親子ネット規約第 21 条を以下に改訂。

< 現行 >

会長、代表、副代表、運営委員および監事は、総会によって承認された日から次の総会までを任期とする。また、委嘱委員の任期は承認後の次の総会までとする。

< 改定案 >

会長、代表、副代表、運営委員および監事は、総会によって承認された日から次の総会までを任期とする。また、委嘱委員の任期は承認後の次の総会までとする。ただし、任期の途中であっても、以下の場合、停止または解任されることがある。

1. 第 16 条に該当する行為があった場合。
2. 本人から辞任の申し出がある場合。
3. その他、役員または委嘱委員を継続しがたい事由がある場合。
4. 手続きに関して、役員は運営委員会にて参加運営委員の 3 分の 2 以上の承認で停止または解任することができる。
5. 委嘱委員は代表の権限で停止または解任することができる。
6. 退任者は退任の際に後任への引継ぎに協力することとする。